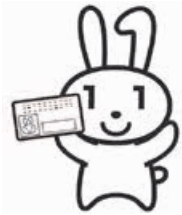




国民健康保険にご加入されている皆様へ

資格情報のお知らせ・資格確認書 についてお知らせします。

マイナ保険証をお持ちの方には
資格情報のお知らせが届きます！



資格情報のお知らせ



- マイナ保険証の利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるように交付される書類です。
- 資格情報のお知らせが届いた方は、**マイナ保険証で医療機関などを受診してください。**

※資格情報のお知らせ単体では受診などできませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関などでマイナ保険証を利用できない場合には、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できます。
※70歳未満の方の資格情報のお知らせには原則、有効期限がありません。すでに資格情報のお知らせをお持ちの70歳未満の方には新しく届かない場合があります。



マイナ保険証をお持ちでない方には
資格確認書が届きます！

資格確認書

- マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等が、**医療機関などを受診する際に提示する書類**です。
- 有効期限があります。有効期限が切れるときには、申請しなくても自動で新しい資格確認書が送付されます。

